茂原市耐震改修促進計画

~建築物の耐震改修で地震に強いまちづくりを!~



茂 原 市

平成 23年 3月 策定

平成 24年 3月 変更

平成 25年 3月 変更

平成 28年 3月 改定

平成 29年 3月 変更

令和 3年 3月 改定

目 次

第1	章	まじめに	
	1. 計	画策定の背景	1
	2. 計	画の目的	2
	3. 用語	語の定義	3
	4. 計画	画期間	3
	5. 対	象区域及び対象建築物	3
第2	章 想》	定する地震の規模・影響	
	1. 想	定する地震	5
	(1)	想定する地震の概要	5
	(2)	震度の予測	6
	2. 茂/	原市地震ハザードマップ	
	(1)	地表面の揺れやすさについて	
	(2)	地表面の揺れやすさの分布	8
	(3)	地域における建物被害の程度	
	(4)	液状化の予測	
第3	章 建	築物の耐震化の現状と目標	
	1. 建	築物の耐震化の目標	11
	(1)	住宅の耐震化の現状と目標	12
	(2)	特定建築物である市有建築物の耐震化の現状と目標	13
	(3)	特定建築物である民間建築物の耐震化の現状と目標	14
第4	章 優先	先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	
	1. 旧	耐震基準木造住宅	15
	2. 地	雲時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	15
	(1)	耐震化を促進する緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物	17
第5	章 建築	築物の耐震化を促進するための施策	
	1. 耐	喪化の促進に係る基本的な考え方	18
	(1)	耐震化促進の取り組み方針	18
	(2)	耐震化促進に向けた建物所有者等の役割	18
	(3)	施策に対する基本的な考え方	19
	(4)	耐震化促進施策の実施フロー	2C
	2. 耐	雲化を促進するための施策	21
	(1)	住宅の耐震化	
	(2)	民間特定建築物の耐震化	
	(3)	ブロック塀等の倒壊及び被害防止対策	23
	(4)	耐震化を促進するためのその他の施策	23

第6章 耐震	雲化促進に関する啓発及び知識の普及 アスティ アイス	
1. 住	宅・建築物の所有者に対する意識啓発と知識普及	24
(1)	地震ハザードマップの公表等	24
(2)	建築物の地震防災対策普及ツールの作成	24
(3)	リフォーム・増改築工事に係る不動産会社・建設会社への意識啓発	24
(4)	耐震相談会の実施	24
(5)	高齢者に向けた意識啓発	25
2. 耐	寰化を促進するための環境整備	25
(1)	相談体制の整備、情報提供の充実	25
(2)	建築物の所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示	25
(3)	自治会等における防災活動との連携	25
3. その	か他の安全対策に係る知識の普及	26
(1)	家具の転倒防止対策	26
(2)	敷地の安全対策	26
(3)	窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下物対策	26
(4)	エレベーターの閉じ込め対策	26
(5)	大規模空間の天井(特定天井)崩落対策	26
(6)	耐震シェルター等の普及	26
第7章 関係	系団体との連携	
1. 千頭	葉県における関係団体	27
(1)	千葉県建築防災連絡協議会	27
(2)	千葉県特定行政庁連絡協議会	27
(3)	千葉県建築設計関連六団体連絡会議	27
(4)	千葉県耐震判定協議会	27

巻末資料

・ 茂原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、その約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものと言われています。この時に大きな被害を受けた住宅・建築物の多くは、昭和56年5月31日以前に建築に着手した、いわゆる新耐震基準に適合していない住宅・建築物でした。これを教訓として、国においては、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(以下「法」という。)を制定し、大規模な地震への対応として建築物の耐震性向上が進められてきました。

その後、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針」(平成17年9月)において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置付けられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされました。これを受け、茂原市(以下「市」という。)においては平成23年3月に茂原市耐震改修促進計画(以下「本計画」という。)を策定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修等の耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な 地震・津波により、甚大な被害をもたらしました。その後も、平成28年4月の熊本地震、平 成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が頻発しており、今日では、東海地震や 首都直下型地震等の大規模な地震発生の危険性が切迫するなど、いつ、どこで大地震が発生し てもおかしくない状況にあるとの認識が広まっています。

さらに、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊による死傷者が出るなどの被害も発生しています。これを踏まえ、平成31年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の改正」が施行され、通行障害建築物に一定の長さ及び高さを超える組積造の塀が追加されています。

2. 計画の目的

本市においては、茂原市総合計画第2章第5節《都市環境》「テーマ1土地利用・施策4安全で良質な建築物の供給」の中で、「建築物の安全性を確保するための誘導及び時代に適応した居住環境の整備を図ります」としています。

また、茂原市都市計画マスタープラン第3章将来都市ビジョン「3-1都市づくりの目標」の中で、「地震や台風・豪雨などの自然災害に強い、安全・安心な生活を営むことができる都市環境を形成する」としています。

これらにより、地震災害対策の主なテーマのひとつである、建築物の耐震化の促進に特化した計画として平成23年3月に本計画を策定しました。本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(以下「基本方針」という。)、千葉県耐震改修促進計画(以下「県計画」という。)を勘案し、また茂原市地域防災計画との整合を図り、さらに市の地域特性、法の改正等を踏まえ、市内の建築物の耐震化を強力に推進し、地震災害に強い都市づくりを目指すものとします。

この度の改定は、計画策定から10年が経過し、法改正などの社会的背景を踏まえるとともに、耐震化の進行状況を把握し、新たな目標や施策を定めることとします。さらに、施策の実効性を高めるため、「茂原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、住宅の耐震化を計画的に推進します。

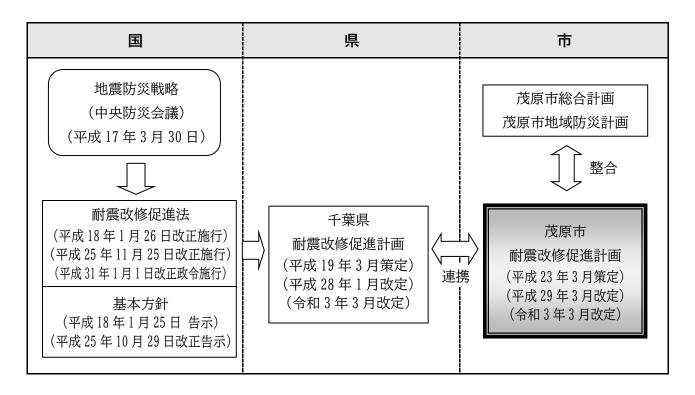


図1-1 耐震改修促進計画の位置づけ

3. 用語の定義

住宅・・・・・・一戸建ての住宅(店舗等併用住宅を含む)、共同住宅および長屋

特定建築物・・・・・法第14条第1号及び第2号に掲げる建築物(表1-1参照)

旧耐震基準建築物・・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した建築物

新耐震基準建築物・・昭和56年6月1日以降に建築工事に着手した建築物

緊急輸送道路・・・・千葉県地域防災計画に位置付けられる緊急輸送道路1次路線及び2次路線

4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。また、必要に応じて施策の見直しなど計画の改定を行います。

5. 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は、茂原市全域とします。

耐震診断、耐震改修の促進施策の対象となる建築物は、原則として建築基準法(昭和25年 法律第201号)に規定する旧耐震基準建築物全てとします。

表 1-1 特定建築物一覧表

		1	元 是未得		
	用途	特定既存耐震不適格建築物の 規模要件(法第14条)	指示対象となる特定既存耐震 不適格建築物の規模要件(法 1 5 条)	要緊急安全確認大規模建築物の 規模要件(附則第3条)	
法第	 {14条第1号		个適恰连架例の		
		階数2以上かつ1,000 ㎡以上	階数2以上かつ1,500 ㎡以上	階数2以上かつ3,000 ㎡以上	
	学校の前期課程、特別支援学校	(屋内運動場の面積を含む。)	(屋内運動場の面積を含む。)	(屋内運動場の面積を含む。)	
			(生り)建動物の面質を占む。)	(産門運動物の面質を含む。)	
 	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000 ㎡以上			
	体育館(一般公共の用に供されるも の)	階数1以上かつ1,000 ㎡以上	階数1以上かつ2,000 ㎡以上	階数1以上かつ5,000 ㎡以上	
7	ボーリング場、スケート場、水泳				
f	場その他これらに類する運動施設				
4	病院、診療所				
<u> </u>	劇場、観覧場、映画館、演芸場		階数3以上かつ 2,000 ㎡以上	階数3以上かつ5,000 ㎡以上	
 	集会場、公会堂				
l =	展示場				
l –		が米けっい [よっ 1 000 2い [
l –	卸売市場	階数3以上かつ 1,000 ㎡以上			
	百貨店、マーケットその他の物品				
<u> </u>	販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000 m以上	階数3以上かつ5,000 ㎡以上	
l	ホテル、旅館				
1	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄				
1	宿舎下宿				
1	事務所				
ž	老人ホーム、老人短期入所施設、福				
1	祉ホームその他これらに類するもの				
	老人福祉センター、児童厚生施設、	階数2以上かつ 1,000 ㎡以上	階数2以上かつ2.000 ㎡以上	階数2以上かつ5,000 ㎡以上	
	身体障害者福祉センター、その他こ	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	-,	, , , , , ,	
	れらに類するもの				
 	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ 750 m以上	階数2以上かつ1,500 ㎡以上	
	博物館、美術館、図書館		阿奴乙以上》,2 130 III以上	阿奴乙以上从· > 1,500 III以上	
l —					
	遊技場				
 	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイト				
	クラブ、ダンスホールその他これら		階数3以上かつ2,000 ㎡以上	階数3以上かつ5,000 ㎡以上	
l	に類するもの				
Į J	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他				
	これらに類するサービス業を営む店				
4	舗				
	工場(危険物の貯蔵場または処理場	似比米ケラ ハートナン 1 ハハハ ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
(の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000㎡以上			
Ī	車両の停車場または船舶もしくは航				
2	空機の発着場を構成する建築物で旅				
1	客の乗降または待合の用に供するも				
	D				
<u> </u>	<u></u> 自動車車庫その他の自動車または自		階数3以上かつ 2,000 ㎡以上	階数3以上かつ5,000 m以上	
	転車の停留、または駐車のための施				
	致 かった は				
1 H	^政 保健所、税務署その他これに類する				
	公益上必要な建築物 514条第2号			<u> </u>	
145	11 1 不 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に	政令で定める数量以上の危険		階数1以上かつ5,000 ㎡以上(敷	
1 1.		物を貯蔵し、又は処理する全	500 ㎡以上	地境界線から一定距離以内に存	
1	供する建築物	ての建築物		する建築物に限る)	

第2章 想定する地震の規模・影響

1. 想定する地震

(1)想定する地震の概要

本市において想定する地震は、県の平成26・27年度地震被害想定調査において、今後30年の間に影響を与える可能性が高いとされる地震を対象とし、最も発生確率が高い「千葉県北西部直下地震(プレート内部型)」と、当面は発生確率が低いが長期的周期(180~590年程度)で発生が想定される「大正型関東地震(プレート境界型)」に加え、確認されていない断層による「茂原市直下地震(全国どこでも起こりうる直下の地震)」を加えた3つの地震を想定します。

想定する地震の規模、震源域は、表2-1、図2-1のとおりです。

地震名	地震のタイプ	地震の規模 (マグニチュード)	震源の深さ
千葉県北西部直下地震	プレート内部型	7.3	約30km
大正型関東地震	プレート境界型	7.9	約3.76km
茂原市直下地震	全国どこでも起こりうる直下の地震(※1)	6.9	約6km

表2-1 想定する地震の規模

※1 全国どこでも起こりうる直下の地震は、「地震防災マップ作成技術資料(平成17年3月、内閣府:防災 担当)」に基づき、確認されていない活断層による地震を想定します。また、発生場所(震源)を予測する事が難しいため、市内全域の直下において発生することを想定します。

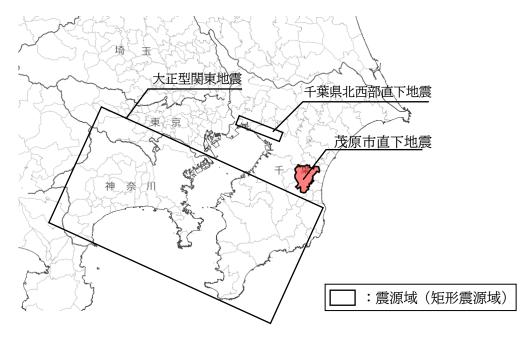


図2-1 想定される地震の震源域

(地理院地図(白地図)を加工して作成)

(2)震度の予測

表2-1の本市において想定する3つの地震による、市内各地の震度を分析した結果は、以下の表2-2のとおりです。この結果によると、「茂原市直下地震」が市内全域で震度6弱から6強と最も揺れが大きくなっていることが分かります。次いで「千葉県北西部直下地震」による震度が大きく、最も揺れが小さいのは「大正型関東地震」となっています。

以上より、茂原市地震ハザードマップは、「茂原市直下地震」を採用し作成することとします。

表2-2 想定震度の分布 千葉県北西部直下地震 大正型関東地震 地震のタイプ:プレート内部型 地震のタイプ:プレート境界型 地震の規模:マグニチュード7.9 地震の規模:マグニチュード7.3 震源の深さ:約30km 震源の深さ:約3.76km 茂原市直下地震 凡例 地震のタイプ:全国どこでも起こりうる直下の地震 地震の規模:マグニチュード 6.9 震源の深さ:約6km 市役所·支所 震度階級 6強 6弱 5強

6

2. 茂原市地震ハザードマップ

市では、市民の皆様に地震発生時の地域の揺れやすさや危険度に関して、分析した情報を提供し、事前の備えに役立てて頂くこと等を目的として、地震ハザードマップを作成し公開しています。

茂原市地震ハザードマップは、想定される地震が起きた場合の地表面の揺れやすさを示した「揺れやすさマップ」、地域における建物被害の程度を示した「地域の危険度マップ」、液状化が起こる危険度を示した「液状化危険度マップ」の3つのマップから構成されます。

茂原市地震ハザードマップの概要を以下に示します。(図2-2)

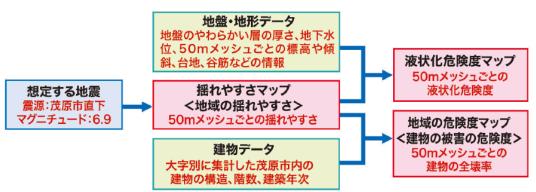
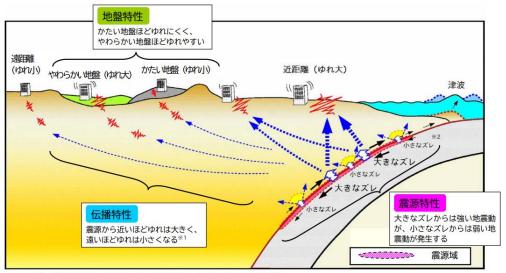


図2-2 地震ハザードマップの概要

(1) 地表面の揺れやすさについて

地震による地表面での揺れの強さは、主に、①地震の規模(マグニチュード)(震源特性)、②震源からの距離等(伝播特性)、③表層地盤のかたさ・やわらかさ(地盤特性)の3つの特性によって異なります。(図2-3)

地震の規模(マグニチュード)が大きいほど、また、震源から近いほど地震による揺れは大きくなりますが、地震の規模や震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによって、 揺れの強さは大きく異なることが知られ、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べて揺れは大きくなります。



- ※1 盆地で地震波が集中する場所などでは、震源から遠くても大きいゆれとなる場合がある。
- ※2 地震は断層(震源域)の急激なずれによって生じる。一つの地震でも、震源域では、大きなずれを生じる場所や小さなずれしか生じない場所がある。

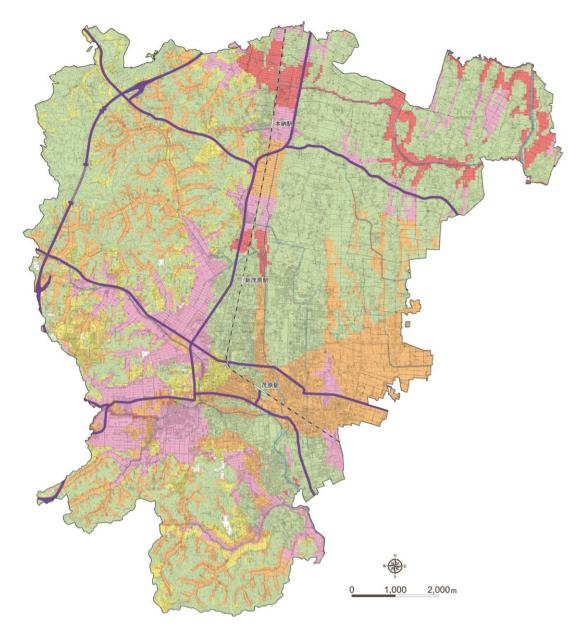
(出典:「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」について(内閣府)(H17.10.19))

図2-3 地震の揺れの伝わり方

(2) 地表面の揺れやすさの分布

本市の地盤特性に基づき、想定する地震の震源から地表面に伝わる揺れの大きさを分析した 結果は2-4のとおりです。

なお、この揺れやすさマップは表 2-2の震度階級(震度 6 弱、 6 強)を計測震度によりさらに細分化(6 分割)しています。



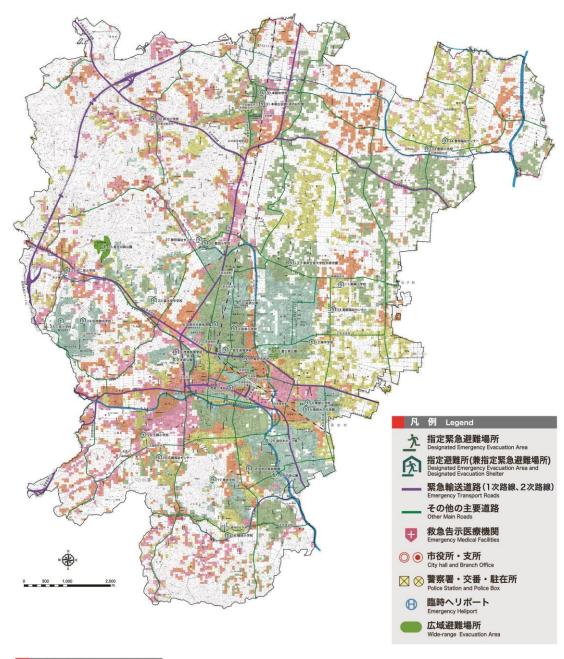


(出典:茂原市地震ハザードマップ)

図2-4 地域の揺れやすさマップ

(3) 地域における建物被害の程度

地盤の揺れやすさに基づき、地域の建物の立地状況や構造、階数、建築年次などのデータを併せ、地域において建物が全壊する割合から危険度を分析しました。地域の危険度の分布は図2-5のとおりです。



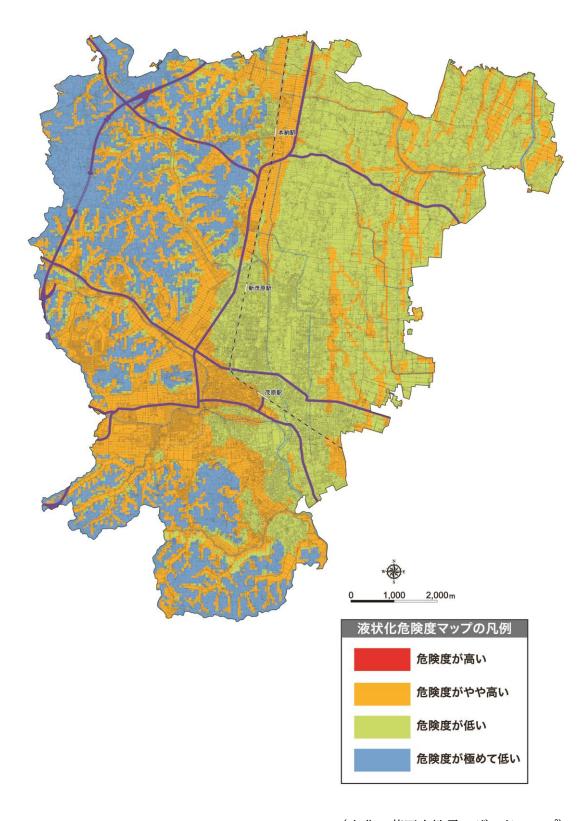
地域の危険度マ	アップの凡例					
危険度 Hazard Level	危険度1 Hazard Level 1	危険度2 Hazard Level 2	危険度3 Hazard Level 3	危険度4 Hazard Level 4	危険度5 Hazard Level 5	危険度6 Hazard Level 6
地域内の建物の中で 全壊する建物の割合 Percentage of Total Collapse	3%未満 0% to less than 3%	3%以上5%未満 3% to less than 5%	5%以上7%未満 5% to less than 7%		10%以上20%未満 10% to less than 20%	

(出典:茂原市地震ハザードマップ)

図2-5 地域の危険度マップ

(4) 液状化の予測

地盤の揺れやすさに基づき、地形や地下水位などの情報をもとに、地震による液状化が発生 する危険度について分析しました。液状化の危険度の分布は図2-6のとおりです。



(出典:茂原市地震ハザードマップ)

図2-6 液状化危険度マップ

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1. 建築物の耐震化の目標

国の住生活基本計画(全国計画)においては、耐震基準(昭和56年基準)が求める耐震性 を有しない住宅ストックの比率を令和7年度までに「おおむね解消する」としています。

政府の国土強靭化アクションプランにおいても、住宅・建築物の耐震化率を令和2年度まで に95%、令和7年度までに「おおむね解消する」としています。

県計画においては、住宅の耐震化率の目標を令和7度までに95%、耐震診断義務付け対象 建築物については、「おおむね解消する」こととしています。

本計画では、国・県の方針をふまえ、住宅及び特定建築物の耐震化率の目標を令和7年度までに95%とします。

(1) 住宅の耐震化の現状と目標

令和2年茂原市家屋課税台帳から、令和2年1月1日現在の市内の木造戸建住宅総数は、32,032棟あり、そのうち昭和56年以前に建築された住宅は10,105棟となっています。 木造戸建住宅の耐震化の現状は、昭和56年以前に建築された木造戸建住宅のうち3,107棟が耐震性のあるもの、1,279棟が耐震改修済みと推計され、昭和57年以降に建築された21,927棟と合わせて26,313棟となり、耐震化率は82.1%となっています。

非木造戸建住宅や共同住宅の耐震化の現状は、いずれも耐震化率90%以上となっています。 本市においては、住宅の中でも木造戸建住宅の耐震化率が約80%に留まっていることから、 木造戸建住宅に重点を置いて耐震化を進めていくことが課題となります。

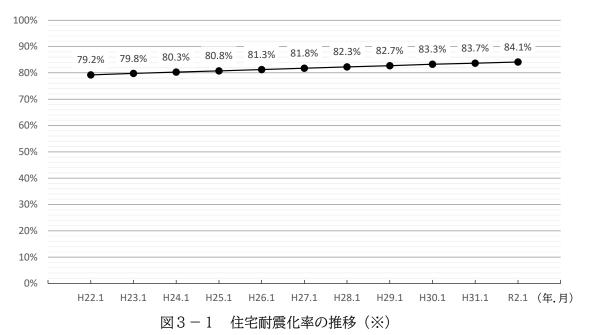
このような現状と「基本方針」及び県計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和7年度までに95%とすることを目標とします。

表3-1 住宅の耐震化の現状

(単位:棟)

									1 124 1/15/
			旧耐震基準信	È宅	新耐震	合計	耐震性を	耐震化率	
				推計値		基準住宅		有する住宅数	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
建て方	構造	総数	耐震性不十分	耐震性あり	耐震改修	奉华正七		有りる圧七奴	
			住宅数	住宅数	済み住宅数		f=a+e	g=c+d+e	g/f
		a=b+c+d	b	С	d	e	I=a + e	g=c+u+e	g/ I
戸建	木造	10,105	5,719	3,107	1,279	21,927	32,032	26,313	82.1%
住宅	非木造	663	123	456	84	2,980	3,643	3,520	96.6%
住七	小計	10,768	5,842	3,563	1,363	24,907	35,675	29,833	83.6%
共同	木造	62	62	0	0	805	867	805	92.8%
住宅	非木造	27	2	25	0	601	628	626	99.7%
注七	小計	89	64	25	0	1,406	1,495	1,431	95.7%
4	計	10,857	5,906	3,588	1,363	26,313	37,170	31,264	84.1%

茂原市家屋課税台帳(令和2年1月1日時点)をもとに算出しています。



※ 旧耐震基準住宅のうち「耐震性あり住宅」の推計については、県の推計値を係数として算出しています。本 改訂以前の「茂原市耐震改修促進計画」では国の推計方法に基づく推計値を係数としていたため、図3-1 に掲載されている耐震化率の推計値と異なります。

(2) 特定建築物である市有建築物の耐震化の現状と目標

特定建築物である市有建築物の総棟数は52棟あり、昭和56年以前に建築された建築物は、 そのうち約42%にあたる22棟となっています。

令和2年3月における耐震化の状況としては、昭和56年以前に建築された22棟のうち20棟が耐震性のある建築物であり、昭和57年以降に建築された30棟と合わせて50棟となり、耐震化率は約96%となっています。

この現状をふまえて、令和7年度までにすべての建築物で耐震化を図ることを目標とします。

10	_		1/2 (4)	11 11 11 11	7 - 7 111177	× 10 0000000	- H M	(単位:棟)
用途		昭和56年以	前	昭和57年以降	合計	現状	目標	目標達成に必要な
用妪		耐震性なし	耐震性あり	昭和37年以降	百訂	耐震化率	耐震化率	耐震化棟数
市庁舎	0	0	0	1	1	100.00%		
市営住宅	0	0	0	2	2	100.00%		
学校	19	0	19	21	40	100.00%		
社会福祉施設	1	0	1	3	4	100.00%		
劇場	0	0	0	1	1	100.00%		
その他	2	2	0	2	4	50.00%		
合計	22	2	20	30	52	96.15%	100%	2

表3-2 特定建築物である市有建築物の耐震化の現状と目標

令和2年3月31日時点の庁内耐震化状況調査結果をもとに算出しています。

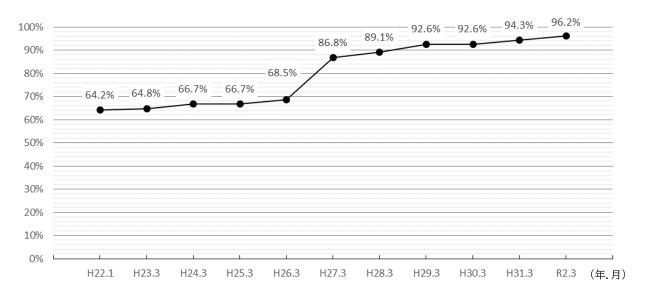


図3-2 特定建築物である市有建築物の耐震化率の推移

(3) 特定建築物である民間建築物の耐震化の現状と目標

特定建築物である民間建築物の総棟数は124棟あり、昭和56年以前に建築された建築物は、そのうちの25%にあたる31棟となっています。

令和2年における耐震化の状況としては、昭和56年以前に建築された31棟のうち1棟が耐震改修済み、11棟が耐震性のある建築物と推計され、昭和57年以降に建築された93棟と合わせて105棟が耐震性を有する建築物となり、耐震化率は約85%となっています。

この現状をふまえて、特定建築物である民間建築物の耐震化率を、令和7年度までに95%とすることを目標とします。

表3-3 特定建築物である民間建築物の耐震化の現状と目標

(単位:棟)

			昭和56年図前								
区	分	用途			推計値		昭和57年	合計	現状	目標	目標達成に 必要な耐
E E	TI .	<u>н</u> ж.		耐震性なし	耐震改修 済み	耐震性あり	以降	百都	耐震化率	耐震化率	が安な町 震化棟数
災害時に重要な機能	医療救護活動に利 用される建築物	病院、診療所	7	4	1	2	13	20	80.00%		
を果たす施設	火百时女!及晚日//	老人ホーム	1	1	0	0	7	8	87.50%		
	利用する建築物	社会福祉施設	0	0	0	0	3	3	07.50%		
		運動施設(体育館)	0	0	0	0	1	1	100.00%		
	集客性のある不特 定多数の者が利用 する建築物	百貨店、店舗等	2	2	0	0	9	11	81.82%		
		ホテル、旅館	0	0	0	0	8	8	100.00%		
		サービス業店舗	1	1	0	0	2	3	66.67%		
災害時に多数の利用		集会場・公会堂	0	0	0	0	1	1	100.00%		
者に危険が及ぶ恐れ がある施設		事務所	7	4	0	3	10	17	76.47%		
N dy Whele	その他の建築物	工場	6	4	0	2	18	24	83.33%		
	ての他の建築物	学校	0	0	0	0	2	2	100.00%		
		幼稚園・保育園	1	1	0	0	3	4	75.00%		
	賃貸住宅等	共同住宅、 寄宿舎、下宿	6	2	0	4	16	22	90.91%		
	合 計		31	19	1	11	93	124	84.68%	95%	12

茂原市家屋課税台帳(令和2年1月1日時点)をもとに算出しています。

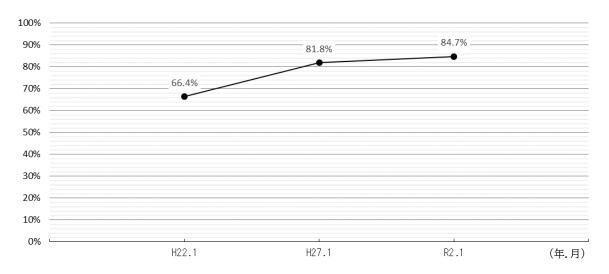


図3-3 特定建築物である民間建築物の耐震化率の推移

第4章 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

住宅・建築物の耐震化に向けて、特に老朽化が進んだ木造住宅および緊急輸送道路沿道に位置する一定規模以上の建築物については、震災時の倒壊などにより、人的被害の発生や、緊急車両の通行の妨げになるといったことが懸念されます。

これらの建築物については、優先的に耐震化を進めるものとし、「茂原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、計画的に施策を推進します。施策の実施にあたっては、毎年度事業実績の把握と効果の検証を行います。

1. 旧耐震基準木造住宅

建築基準法が改正される昭和56年以前に建てられた旧耐震基準建築物は、地震によって倒壊などの被害を受ける可能性が高く、耐震化に向けた取り組みが求められています。

本市の旧耐震基準木造住宅のうち、一戸建ての住宅が大半を占めていることから、戸建て住宅の耐震化を優先的に取り組むものとします。

耐震化にあたっては、危険度の高い地域を先行し、旧耐震基準の木造住宅所有者へのダイレクトメールを送付するなど、直接的な働きかけを段階的に行い、効果的な施策の実施と把握、効果の検証を行います。

2. 地震時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

千葉県が指定する緊急輸送道路 1 次路線および 2 次路線(※)については、災害時の拠点施設を連絡するほか、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から、地震時に通行を確保すべき道路としてその沿道の建築物の耐震化を行うことが重要です。

千葉県では緊急輸送道路 1 次路線のうち、高規格幹線道路等を、法第 5 条第 3 項第二号に規定する、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物に耐震診断を義務付ける道路としています。

市では県計画に記載のある法第5条第3項第三号に規定する、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき道路のうち、市内に存するものを法第6条第3項第二号に規定する、沿道の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき道路と規定し、これらの道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物についても優先的に耐震化の促進に取り組むものとします。

\•/	市内で千葉県地域防災計画に位置付けられる	『緊急輸送道路1次路線及び2次路線』
•ו	市内で主葉県地域防災計画に位置付けられる	『緊急輸送道路1次路線及び2次路線』
/ . \		条忌聊坏頂岭 水岭旅火() 石水岭旅』

	法第5条第3項第二号 (高規格幹線道路)	首都圏中央連絡自動車道
1次路線		国道 128 号 国道 409 号
	 法第5条第3項第三号	主要地方道 21 号(五井·本納線)
2次路線		主要地方道 14 号(千葉·茂原線) 主要地方道 31 号(茂原·白子線)

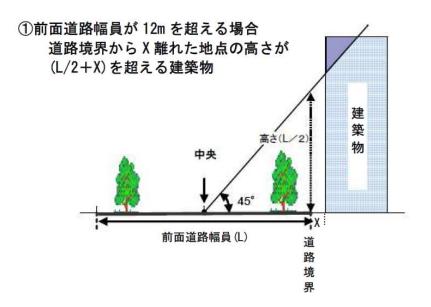


※緊急輸送道路 1 次路線とは、隣接都県との連携強化及び県庁と主要都市等を相互に結ぶ高速 道路、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と、これらの道路から県の本庁舎及び県土整備 部出先機関や空港及び主要港湾へ通じる道路などを指定している。緊急輸送道路 2 次路線と は、1 次路線と市町村役場、主要な防災拠点(救急物資等の備蓄地点等)を相互に連絡する幹 線的な国・県道・市町村道を指定している。

図4-1 緊急輸送道路図(市内)

(1) 耐震化を促進する緊急輸送道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物

地震によって倒壊した際に、前面道路の通行を妨げる恐れがあり、優先的に耐震化の促進を 図る緊急輸送道路沿道の建築物は、図4-2のとおりとします。



②前面道路幅員が 12m 以下の場合 道路境界から X 離れた地点の高さが (6m+X)を超える建築物

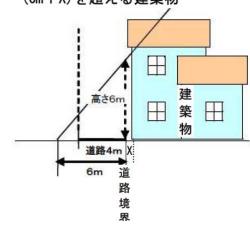


図4-2 通行障害既存耐震不適格建築物の要件

第5章 建築物の耐震化を促進するための施策

1. 耐震化の促進に係る基本的な考え方

(1) 耐震化促進の取り組み方針

- ○建築物の耐震化の促進のためには、地震防災対策が自らの生命と財産の保全につながることを建築物の所有者及び管理者等(以下「所有者等」という。)自身が認識し、問題意識をもって取り組むことが不可欠です。そのため、市は建築物の所有者等に対し、地震の危険性と建築物の耐震化の必要性について、意識啓発及び知識の普及に努めます。
- ○市は、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修への情報提供や相談体制、助成制度 等の環境整備を行い、支援策については、国・県の施策と連動・連携し、建築物の種類・所 有者の特性や、優先的に耐震化に着手すべき建築物を考慮して、実施に努めるものとします。
- ○市は、特定建築物については、所管行政庁が法に基づく指導等や建築基準法に基づく命令等 を必要に応じて実施する際に、必要に応じて情報提供を行います。

(2) 耐震化促進に向けた建物所有者等の役割

<市民等の建物所有者の役割>

- ・ 市民等の建物所有者は、建築物の地震に対する安全性を確保し生命と財産を保全するために、建築物の耐震診断及び耐震改修に取り組むものとします。
- ・ 特定建築物の所有者等は、多くの利用者の人命を預かる立場にあることを自覚し、責任 を持って特定建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に努めるものとします。

<市の役割>

- 市は、国庫補助金の助成制度等を活用して、市有特定建築物をはじめ、市が所有者として自ら管理する建築物の耐震化と結果の公表に取り組みます。
- ・ 市は、建築物の所有者等の耐震化への取り組みを支援するため、国、県、建築関連事業 者と連携し、情報提供及び助成制度等の環境整備を行います。
- ・ 市は、建築物の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修の耐震化事業に対し、助成制度や 耐震改修促進税制の適用により、費用負担の軽減を図る支援を行います。

<建築関連事業者の役割>

・ 建築関連事業者は、建築物の耐震性など人命に関わる重要な要素についての社会的責任 を再認識し、地域社会との信頼関係の一層の構築を図り、地震に対する安全性を確保し た良質な建築物ストックの形成に努めるものとします。

(3) 施策に対する基本的な考え方

市の耐震化に向けた取り組みは、限られた時間の中で建築物の倒壊等による地震災害の最小化を目指すものです。

地震時における建築物が起因する地震災害としては、「建築物の倒壊による人命を含む直接的な建築物への被害」、「地震発生後に防災拠点となる建築物等の倒壊による防災機能の低下」の2つから構成されます。

このため市が取り組む耐震化施策では、第一に建築物の倒壊による人命を含む直接的な建築物への被害の低減を目指すこととし、第二に地震発生後の応急対策等に必要な建築物の耐震化を計画的に推進することにより地震災害の最小化を図るものとします。

(4) 耐震化促進施策の実施フロー

耐震化を促進していくための施策は、地域特性や、建物の種類、所有者の特性に応じて、下 図のフローにより効果的に実施していくこととします。

耐震化の現状・目標

耐震化の基本的な取り組み方針 第1ステップ ・地震ハザードマップの公表等 ・建築物の地震防災対策普及ツールの作成 ・不動産会社・建設会社等への意識啓発 ・耐震相談会の実施 耐震化の必要性に関する ・高齢者に向けた意識啓発 意識啓発・知識の普及 ・住宅所有者への意識啓発・知識の普及 ・耐震診断、耐震改修工事に関する情報の提供 ・税制等に関する周知 ・相談体制の整備・情報提供の充実 ・建築物の所有者等に対する適切かつ幅広い改修・ 耐震化を促進するための 補強方法の提示 環境整備 ・自治会等における防災活動との連携 ・家具の転倒防止対策 ・敷地の安全対策 その他の安全対策に関する ・窓ガラス、屋外広告物等の落下物対策 知識の普及 ・エレベーターの閉じ込め対策 ・大規模空間の天井(特定天井)崩落対策 ・耐震シェルター等の普及 第2ステップ 木造住宅耐震診断助成制度 ·木造住宅耐震改修助成制度 ・特定建築物の建物特性に応じた耐震化 建築物の耐震化促進 ・耐震改修促進法による指示等、建築基準法に基づく 命令等の実施 ・定期報告制度に基づく耐震化状況の継続的な把握 ・住宅耐震化緊急促進アクションプログラム ・ブロック塀等の倒壊及び被害防止対策 その他の耐震化促進 ・保安上危険な建築物等に対する措置

計画のフォローアップ(進捗状況の確認、計画の見直し等)

2. 耐震化を促進するための施策

(1) 住宅の耐震化

地震災害においては、住宅の耐震化による人的被害を減らす効果は極めて大きいとされています。また、住宅の耐震化で被災者が減ることにより、被災地で初期支援に参加できる人は増加し、火災延焼の危険性の低減や倒壊住宅による道路閉塞の防止など、円滑な救援・消火活動も可能となります。

本市においては、住宅所有者等への住宅の耐震化の重要性について意識啓発及び知識の普及 を図るとともに、木造住宅の耐震診断及び耐震改修補助を推進します。また、それらの情報の 提供を行うことにより、住宅の耐震化を促進するものとします。

① 住宅所有者への意識啓発及び知識の普及

耐震化が必要な住宅が非常に多いため、住宅所有者等に対する耐震化の必要性の周知の程度 が、耐震化の進捗に大きく影響します。

そのため、パンフレット、地震ハザードマップの配布、耐震相談会等、様々な機会と手段を 用いて耐震化が必要だとする意識啓発及び耐震化に係る知識の普及を図ります。

② 木造住宅耐震診断助成制度

昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の在来軸組み工法による一戸建ての住宅に関して、住宅を所有する者(共有を含む)が行う耐震診断費用等の一部について、国・県と協調して助成する制度を導入しています。また、必要に応じて補助対象の拡充や助成費用の見直しを行います。

③ 木造住宅耐震改修助成制度

昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の在来軸組み工法による一戸建ての住宅に関して、住宅を所有する者(共有を含む)が、耐震診断結果に基づき行う耐震補強工事等の改修費用や除却費用等の一部について、国・県と協調して助成する制度を導入しています。また、必要に応じて補助対象及び内容の拡充や助成費用の見直しを行います。

④ 耐震診断、耐震改修工事に関する情報の提供

耐震診断、耐震改修工事に関する支援制度、工事に関する事業者等についての情報提供を行います。

(2) 民間特定建築物の耐震化

民間建築物に関わる地震対策は、建築物の所有者等が自己の責任において、自ら建築物の安全性を確保することが原則です。

特に耐震改修促進法に規定される特定建築物の所有者は、自ら耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが重要となります。

市は、こうした耐震化を促進していくため、その所有者に対し耐震化の必要性や効果について 意識啓発を行います。

① 建築物特性に応じた耐震化

a) 「災害応急対策活動に必要な施設」の耐震化

地震の発生時に災害応急対策に関わる災害拠点病院や救急病院等の救護建築物、また自力では避難することが難しい高齢者や幼児等が利用する高齢者福祉施設、幼稚園、保育園等は、耐震化の必要性が特に高い施設です。これらの施設については、耐震化を促進します。

b) 集客性のある「不特定多数の者が利用する建築物」の耐震化

劇場、映画館、百貨店、ホテル等は、集客力を競う性格を持っており、これらの民間建築物の耐震性の確保は、施設利用の安心度につながって集客性を高めるという投資的価値を有します。

耐震化工事の投資的価値や、耐震判定団体(※1)が耐震性を証明する「耐震診断・耐震改修 マーク」(※2)を取得することの価値について、所有者等の理解を深めることで耐震化工事 の実施を促進します。

c) その他の建築物の耐震化

その他の建築物についても、企業等が事業活動として利用する建築物であり、耐震性を有することが不動産価値を高める投資的要素を持つものと考えられます。

このため、これらの建築物についても、耐震化工事の投資的価値や、耐震判定団体(※1)が耐震性を証明する「耐震診断・耐震改修マーク」(※2)を取得することの価値について、所有者等の理解を深めることで耐震化工事の実施を促進します。

- ※1 千葉県耐震判定協議会、公益社団法人 千葉県建築士事務所協会
- ※2 昭和56年以前の旧耐震基準によって建築された特定建築物等に表示し、利用者にその建築物が耐震基準に適合する建築物であることを知らせるためのマーク。

② 耐震改修促進法による指示等、建築基準法に基づく命令等の実施

市は、所管行政庁が、特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法に基づく指導・助言・ 指示・公表、建築基準法に基づく勧告又は命令を必要に応じて実施する際に、「特定建築物台 帳」の情報を提供します。

(3) ブロック塀等の倒壊及び被害防止対策

平成28年6月に発生した大阪北部地震では、倒壊したブロック塀の下敷きになり、命を落とす被害が発生しており、道路沿道ブロック塀等の安全対策による人的被害の防止と、避難路 や消防車等の緊急車両の通行の確保が急務となっています。

市では、地震によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊を防止するため、関係法規・基準に基づいた適正な維持管理がなされるよう意識啓発を行うとともに、倒壊の危険があるブロック塀の除去や改善にかかる費用の補助を行い、被害の防止を図ります。

(4) 耐震化を促進するためのその他の施策

① 保安上危険な建築物等に対する措置

法では、住宅をはじめとする耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとなりました。所管行政庁は、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者等に対して、必要に応じて、指導・助言を行うものとします。また、指導・助言を行ったにもかかわらず、必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁によって認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行います。

② 定期報告制度に基づく耐震化状況の継続的な把握

建築基準法第12条に基づき、特殊建築物の所有者等は、調査資格者により建築物の調査を 行わせ、当該建築物の耐震診断及び耐震改修の実施状況を、定期的に特定行政庁(県)に報 告することとなっています。市は特定行政庁と連携して、この定期報告制度により、特殊建 築物の耐震診断及び耐震改修の状況の把握に努めます。

③ 税制等に関する周知

平成18年度税制改正において耐震改修促進税制が創設され、既存住宅を耐震改修した場合、固定資産税額の減額措置や所得税の特別控除を受けられるようになりました。 市は、この制度の周知を行い、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

④ 本計画のフォローアップ

本計画の期間は令和7年度までとし、社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応する ため、市で整備した建築物データの維持・更新を継続的に行い、耐震化の進捗を把握し、定 期的な検証を行っていくものとします。

第6章 耐震化促進に関する啓発及び知識の普及

1. 住宅・建築物の所有者に対する意識啓発と知識普及

建築物の耐震化促進のためには、地震防災対策が自らの生命と財産の保全につながることを 住宅・建築物の所有者自身が認識し、問題意識をもって取り組むことが不可欠です。

そのため、市は、建築物の所有者に対し、地震の危険性と建物耐震化の必要性について、意 識啓発と知識普及に努めます。

(1) 地震ハザードマップの公表等

市は、建築物の所有者等、市民への意識啓発を図るため、今後、発生のおそれがある地震の概要と、想定される大地震による地域の危険度を示した「茂原市地震ハザードマップ」を公表、配布しています。これにより、地震被害の可能性について、市民への注意喚起と、防災意識の高揚を図ります。「揺れやすさマップ」(※1)、「地域危険度マップ」(※2)「液状化危険度マップ」(※3)には、避難場所や、老朽建物や地質など、地域性による防災情報を視覚化し、耐震化についての知識の普及及び、地震災害の低減等に努めます。

- ※1 震度などの揺れの大きさを地図上に示したもの。
- ※2 全壊などの建物被害の程度を地図上に示したもの。
- ※3 液状化の危険度の程度を地図上に示したもの。

(2) 建築物の地震防災対策普及ツールの作成

耐震化普及のためのパンフレット、ポスター、リーフレットなどの普及ツールを建築関係団体等(以下「関係団体」という。)と連携し、相談窓口や住宅関連イベントなどを通じて配布し、耐震化の重要性について意識啓発及び知識の普及に努めます。

パンフレット等の内容は、市の広報や、ホームページなどを活用して周知を行います。

(3) リフォーム・増改築工事に係る不動産会社・建設会社への意識啓発

リフォーム工事や増改築は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事とあわせて耐震改修が行われるよう、補助制度の創設や不動産会社・建設会社へ意識啓発を図ります。 また、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、耐震改修工事又は耐震補強工事を行った住宅に対して、融資額および金利の優遇を行っています。制度の周知と活用促進を図ることで、リフォーム工事と併せた耐震改修工事の促進を図ります。

(4) 耐震相談会の実施

市民への「耐震相談会」実施により、大地震の切迫性と、耐震化の必要性についての認識を 促し、耐震診断、耐震改修及び民間住宅の耐震化促進に努めるものとします。

「耐震相談会」については、関係団体の協力を得ながら、主に昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の在来軸組み工法による一戸建ての住宅を所有されている方を対象とし、建築士による個別の耐震相談などを開催し、建築物の耐震化に関する知識の普及、啓発を図ります。

(5) 高齢者に向けた意識啓発

旧耐震基準住宅所有者の多くは、高齢者であることが想定されます。バリアフリー改修等を 実施する際に併せて耐震改修を行うことで、金銭面や工事にかかる手間等の負担が軽減される ことを周知し、防災への意識向上と耐震化の促進を図ります。

2. 耐震化を促進するための環境整備

市は、木造住宅の耐震化を促進する制度の創設、ならびに県や関係団体と連携して建築物の 所有者等が耐震化に取り組みやすいよう相談体制を整備するとともに、耐震診断を行う技術者 やアドバイザーの養成、自治会等の地域単位の取り組みを支援するなど、耐震化を推進する環 境整備を進めていきます。

(1) 相談体制の整備、情報提供の充実

市は、耐震相談窓口を設置し、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・意 識啓発を図るための積極的な情報提供を行います。

また、広報誌等の活用により、意識の向上を図ります。

市は、相談窓口における相談員の資質の向上を図るため、県や関係団体が主催する相談窓口の担当者等を対象とした研修等の参加に努めます。

(2) 建築物の所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

市は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう関係団体や建築技術者等に対しての要請を図ります。

(3) 自治会等における防災活動との連携

地域において自治会等は災害時対応において重要な役割を果たします。したがって、平常時から自治会等において地震時の危険箇所の点検や建築物の耐震化のための意識啓発活動を行うことが期待されます。

また、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携など幅広い取り組みが必要です。

市は、このような地域単位の取り組みを支援するものとします。

3. その他の安全対策に係る知識の普及

建築物に起因する地震災害では、建築物の倒壊のほか、液状化・地滑りや非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。

建築物の所有者等は、この様な人的被害の予防のため、建築物の耐震化とあわせて、家具の 転倒防止対策、敷地の安全対策、窓ガラス等の落下物対策、エレベーターの閉じ込め対策、大 規模空間の天井崩落対策、耐震シェルター等の設置など、地震時の総合的な建築物等の安全対 策を検討していくものとします。そのため市は、耐震相談会等の機会を通じて、知識の普及を 図ります。

(1) 家具の転倒防止対策

家具等の転倒による被害を軽減するため、建築物の所有者等に家具の固定方法等について、 知識の普及を図ります。

(2) 敷地の安全対策

これまでの大規模地震では地盤の液状化や地滑りなどにより、被害が発生していることから、 液状化対策等に関する知識の普及を図ります。

(3) 窓ガラス、外装材、屋外広告物等の落下物対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建て以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、必要に応じて、所有者等に対し改善に向けた知識の普及を図ります。

(4) エレベーターの閉じ込め対策

地震時のエレベーター内の閉じ込め防止のため、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置についての普及、意識啓発や建築基準法による現行指針に適合しないエレベーターについて、地震時のリスク等を建築物の所有者等に周知するなど、耐震安全性確保の促進を図ります。

(5) 大規模空間の天井(特定天井)崩落対策

平成26年4月からは、新築等を行う建築物における特定天井(6m超の高さにある、面積200㎡超、質量2kg/㎡超の吊り天井で、人が日常利用する場所に設置されているもの)について、脱落防止対策に係る新たな技術基準が適用されることとなったため、市は特定天井を有する既存建築物の実態把握に努め、所有者等に対して知識の普及を図ります。

(6) 耐震シェルター等の普及

費用面などの問題から、耐震化を行うことが困難な方に対して、地震により住宅が倒壊して も命を守ることのできる耐震シェルターや防災用ベッド等の設置について、情報提供を行って いきます。

第7章 関係団体との連携

1. 千葉県における関係団体

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

地震の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。

市は、本市の建築物について、千葉県建築防災連絡協議会と協力・連携して防災対策、地震 対策の総合的、計画的な推進を図ります。

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡協議会と緊密化を図り、 もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。

市は、当連絡協議会と協力・連携して、所管行政庁における指導、助言、指示、公表及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進していきます。

(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議

県内にある建築関連団体 ((一社)千葉県建築士会、(公社)千葉県建築士事務所協会、(公社) 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉、(一社)千葉県設備設計事務所協会、(一社)日本建築学会関東支部千葉支所) におい て組織されています。

市は、当会議を通じて、耐震診断及び耐震改修実施に対する協力体制の整備等を依頼し、円滑に耐震診断及び耐震改修が行われるようにします。

- ·一般社団法人 千葉県建築士会
- ·公益社団法人 千葉県建築士事務所協会
- ·公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会
- ·一般社団法人 日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉
- ·一般社団法人 千葉県設備設計事務所協会
- ·一般社団法人 日本建築学会関東支部千葉支所

(4) 千葉県耐震判定協議会

学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画の適確性を、審査・判定している第三者機関です。その判定結果は、各所管行政庁の認定の判断等に用いられており、速やかな審査・判定により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えています。

市は、当協議会と協力・連携して、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えるものとします。

【本計画変更経過】

- ・平成 24年 3月 一部変更
- ・平成 25年 3月 一部変更
- ・平成 28年 3月 改定
- ・平成 29年 3月 一部変更
- ·令和 3年 3月 改定

巻 末 資 料

茂原市住宅耐震化緊急促進 アクションプログラム

1. 目的

本市では、令和3年3月に茂原市耐震改修促進計画を改定し、令和7年度の住宅耐震化率の 目標値を95%としています。

茂原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下、「アクションプログラム」という。) は、この目標の達成に向けて、住宅所有者に対する財政的支援や情報提供・普及啓発活動等の 取り組みを位置付け、定期的に進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて施策の充実・改善 を図り住宅の耐震化を計画的に推進します。

2. 位置付け

アクションプログラムは、茂原市耐震改修促進計画 第5章「建築物の耐震化を促進するための施策」に基づき策定します。

3. 区域

対象区域は茂原市全域とします。

4. 対象建築物

対象建築物は、昭和56年5月31日以前の耐震基準によって設計・建設された木造戸建住 宅とします。

5. 期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

6. 住宅耐震化の現状と目標

(1) 住宅耐震化の現状

本市の家屋課税台帳(令和2年1月1日時点)での住宅数は37,170棟(木造戸建て住宅32,032棟、非木造戸建て住宅3,643棟、木造共同住宅867棟、非木造共同住宅628棟)であり、そのうち新耐震基準の建物は26,313棟あり70.8%を占めています。また、住宅・土地統計調査の結果から、旧耐震基準住宅10,857棟のうち耐震性がある住宅は3,588棟、耐震改修済み住宅は1,363棟の計4,951棟と推計され、新耐震基準住宅26,313棟と合わせると住宅の耐震化率は84.1%となります。

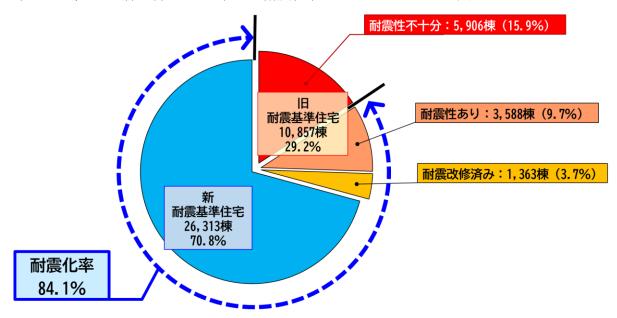


図1 令和2年1月1日時点の耐震化率

			旧耐震	基準住宅				推計	†値
建て方	構造			推計値		新耐震 基準住宅	合計	耐震性を	
建(刀	1件足	総数	耐震性 不十分	耐震性 あり	耐震改修 済み	**************************************		有する 住宅数	耐震化率
		a=b+c+d	b	С	d	e	f=a+e	g=c+d+e	g/f
	木造	10,105	5,719	3, 107	1,279	21,927	32,032	26,313	82.1%
戸建 住宅	非木造	663	123	456	84	2, 980	3,643	3,520	96.6%
	小計	10,768	5, 842	3, 563	1,363	24, 907	35, 675	29,833	83.6%
	木造	62	62	0	0	805	867	805	92.8%
共同 住宅	非木造	27	2	25	0	601	628	626	99.7%
	小計	89	64	25	0	1,406	1,495	1,431	95.7%
É	計	10,857	5, 906	3,588	1,363	26, 313	37, 170	31,264	84.1%

表1 令和2年1月1日時点の住宅数

(2)住宅耐震化の推計

家屋課税台帳による住宅棟数の将来推計より、令和7年時点における住宅数は37,746 棟(木造戸建て住宅32,530棟、非木造戸建て住宅3,699棟、木造共同住宅879棟、 非木造共同住宅638棟)であり、そのうち新耐震基準の建物は28,499棟あり、75.5% を占めると推計されます。

また、旧耐震基準住宅 9, 2 4 7棟のうち耐震性がある住宅は 2, 8 9 4棟、耐震改修済み住宅は 1, 6 0 6棟の計 4, 5 0 0棟と推計され、新耐震基準住宅 2 8, 4 9 9棟と合わせると住宅の耐震化率は 8 7. 4 %になると推計されます。

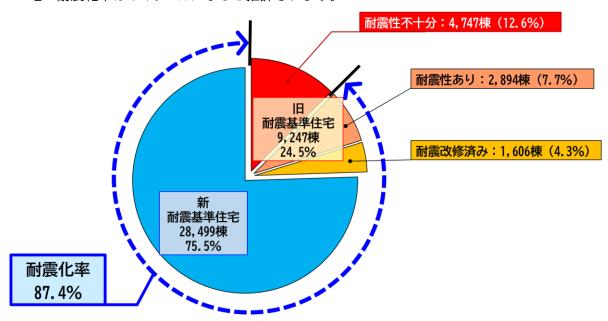


図2 令和7年時点耐震化率の推計

推計值 旧耐震基準住宅 耐震性を 建て方 構造 新耐震 総数 合計 有する 耐震化率 基準住宅 耐震性 耐震性 耐震改修 住宅数 不十分 あり 済み a=b+c+d b С d f=a+e g=c+d+eg/f е 木造 8,589 4,589 2,493 1,507 23,941 32,530 27,941 85.9% 戸建 非木造 103 379 581 99 3,118 3,699 3,596 97.2% 住宅 4,692 2,872 27,059 小計 9,170 1,606 36, 229 31,537 87.0% 木造 53 53 0 826 879 826 94.0% 共同 2 非木造 24 22 0 614 638 636 99.7% 住宅 22 0 小計 77 55 1,440 1,517 1,462 96.4% 合計 1,606 28,499 37,746 9,247 4,747 2,894 32,999 87.4%

表 2 令和 7年時点の住宅数の推計

(3)住宅耐震化の目標

前項の(2)住宅耐震化の推計によると、住宅の新築や建替え、除却等により令和7年度の耐震化率は約87.4%となると推計されます。本計画における令和7年度の住宅耐震化率の目標は95%であり、更に約7.6%(2,860棟)の耐震化が必要となります。

アクションプログラムでは、令和7年度までに本計画の目標としている95%の住宅耐震 化率の達成を支援する施策を計画します。

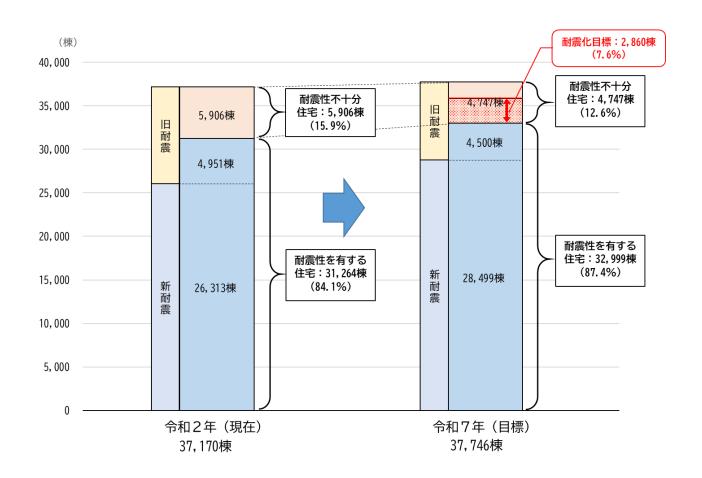


図3 令和2年から令和7年の住宅数の推移

7. 主な取り組み内容

(1)財政的支援

以下の2つの財政的な支援を中心に実施します。

- ①木造住宅耐震診断助成制度の実施
- ②木造住宅耐震改修助成制度の実施

表3 令和3年度目標(財政的支援)

	目標		過去の実績	
	令和3年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
耐震診断助成制度	20	7	5	6
耐震改修助成制度	10	1	1	4

(2)情報提供·啓発活動

以下の4つの情報提供・啓発活動に関する支援を実施します。

- ①住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
- ②耐震診断実施者に対する耐震化促進
- ③改修事業者の技術力向上等
- ④耐震化の必要性に係る周知・普及

表4 令和3年度目標(情報提供・啓発活動)

	目標	過去の実績		
	令和3年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ダイレクトメールの送付によ る意識啓発	1,500 通	_	_	_
相談会の実施(回数(相談数))	5回(20)	7回 (27)	4回 (13)	2回(7)
情報誌の発行	2 回	0 回	2 回	2 回
市広報での情報提供	1回	7 回	5 回	2 回
自治会回覧版での情報提供	1回	7 回	2 回	1回

8. 実績の公表

年度毎に市ウェブサイトで、目標と前年度の取り組み実績を公表します。